



暴力(DV)

社会からの根絶!

※写真は、イメージです。

パパ・ママ、ボク見てるよ……。

の暴力の防止および被害者の保護を目的に、平成13年に制定されました。

一時保護・自立支援

【配偶者から逃れたい。自立して生活がしたい】
被害者が配偶者からの暴力から逃れるため、子どもと一緒に保護施設などで、しばらく安全に生活することができず。

また、自立して生活していくための支援が受けられます。

保護命令

【配偶者が近寄ってこないようにしたい】
配偶者からの身体に対する暴力により、生命または重大な危害を受けるおそれがあるとき、被害者からの申し立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

①被害者への接近禁止命令
配偶者に対し、被害者やその子どもに近づくことを禁止するもの(期間は6カ月)。
②退去命令
配偶者に、共に住む住居から退去するよう命じるもの(期間は2カ月)。

(期間は2カ月)。

通報

配偶者からの暴力を発見した人は、配偶者暴力相談センターや警察に通報するように努めることとなります。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガや疾病にかかったと認められる人を発見したときは、同様に通報できることとなります。

相談

【配偶者暴力相談支援センターの相談・支援】
DV防止法に規定されている相談支援機関で、相談業務のほか、緊急時における安全の確保および一時保護、心身の健康回復のための指導、就業の促進、様々な情報の提供などを行っています。

※一人で悩まず相談ください。被害を受けて悩んでいる人にも紹介してください。プライバシーは守られます。

福岡県配偶者暴力相談支援センター(南筑後)

(平日、8時30分～17時15分)
☎7333200

または…

福岡県女性相談所
(平日、9時～17時15分)
☎0927119874

福岡県配偶者からの暴力相談電話
(平日17時15分～24時)
(土・日・祝日9時～24時)
☎0927160424

子育て支援室
(平日、8時30分～17時15分)
☎855535

『DV(ドメスティック・バイオレンス)』

一般的に「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力」の意味で使用されます。DVという暴力とは「殴る」「蹴る」といった直接的な暴力だけではなく、

【身体的】…殴る、蹴る、物をなげつける、首をしめるなど
【精神的】…大声で怒鳴る、無視する、行動を制限する、子どもに危害を加えるといつておどすなど
【性的】…性行為を強要する、避妊に協力しないなど
【経済的】…生活費を渡さない、借金をさせる、仕事に行かせないなど

DVの背景にあるもの

DVによる被害者は、全体で見ると女性である場合が多く、その背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会的問題が大きく関係しています。

被害者が受ける影響

被害者は、暴力によるケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

また、継続的に暴力を振られた場合、無気力状態に陥ることもあり、恐怖感や経済

的問題、子どもの問題、失うもの(仕事やこれまで築いた地域の人間関係など)への気がかりにより、暴力から逃げるのが難しい心理状態にあります。

さらに、子どもへの虐待が並行して行われている場合も多く、子どもの人権や成長にとつても重大な問題です。

DV被害者の救済

～DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)～
配偶者(元配偶者、事実婚を含む)からの暴力に対する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者から

- ◎11月25日 「女性に対する暴力撤廃国際日」
- ◎11月12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」



※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題となっています。

男女共同参画を 考える学習会(第3回)

ワールドカフェ
「自分だったら明日から○○をやります!」
ファシリテーター:岩永真一氏(福岡テンジン大学学長)

『カフェ』のような空間で、オープンに会話を楽しみませんか。

日時 11月15日(金)、19時～21時

場所 市文化センター

定員 30人(先着順)

※事前の予約をお願いします。

☎ 市企画調整課企画・女性政策係 ☎85-5573

あすばる男女共同参画 フォーラム2013

あなたの力が未来をひらく
～認め合い、支え合い、一歩前へ～

基調講演:「誰もが輝く社会へ～女性活躍に向けた課題と期待～」(講師:樋口美雄氏(慶応義塾大学商学部教授))やワークショップ、映画上映やバザー、ふるさと産直ふれあい市などが開催されます。

日時 11月23日(土)・24日(日)、いずれも10時～

場所 クローバープラザ(春日市)

☎ 福岡県男女共同参画センターあすばる

☎092-584-1261